

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事に係る元請負人と下請負人との適正な下請契約の締結及び施工体制の確立並びに建設工事に従事する労働者の雇用条件の改善を図るため、元請負人と下請負人との関係について建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）その他関係法令で定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 法第2条第1項に規定する建設工事であって本市が発注するものをいう。
- (2) 建設業者 法第2条第3項に規定する建設業者をいう。
- (3) 下請契約 法第2条第4項に規定する下請契約をいう。
- (4) 元請負人 建設工事に係る請負契約を本市と締結した建設業者以下「受注元請負人」という。）及び当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合における当該下請契約の注文者をいう。
- (5) 下請負人 建設工事に係る下請契約（当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合は、その全ての下請契約を含む。）における請負人をいう。

(下請負人の選定)

第3条 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、次に掲げる者を選定するものとする。

- (1) 法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く建設工事の場合にあっては、同項本文の規定により許可を受けている業者
  - (2) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）の規定による指名停止措置の期間中でない業者
  - (3) 長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない業者又は排除措置の期間中でない業者
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と関係を有しない業者
  - (5) 長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）又は第5条の規定による入札参加制限措置の期間中でない業者
- 2 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、次に掲げる者を選定するよう努めるものとする。
- (1) 本市内に法第5条の規定により提出する建設業の許可申請書に記載する主たる営業所が存する業者
  - (2) 建設工事を施工する能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況（雇用保

険、健康保険及び厚生年金保険への加入状況をいう。)、下請負人との取引状況等を総合的に勘案して優良と認められる業者

(受注元請負人の遵守事項)

第4条 受注元請負人は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 全ての建設工事において、下請負契約を締結したときは、法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳の写し及び同条第4項に規定する施工体系図を、建設工事に着手する日前に、市長に提出し、確認を受けること。
- (2) 前号の書類の提出後にその内容に変更又は追加すべき事項が生じたときは、遅滞なく当該書類を市長に提出すること。

(下請代金等未払の受注元請負人に対する入札参加制限等)

第5条 市長は、受注元請負人(請負契約を本市以外の者と元請として締結した者を含み、長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱(昭和55年8月1日決裁)第11条に規定する有資格業者名簿に建設工事業者として登載された者に限る。以下この条において同じ。)が下請負人等(建設工事(本市以外の者が発注するものを含む。)の施工のため元請負人と直接契約した者をいう。)に対する下請代金等(下請代金、資材提供の契約に係る代金その他の建設工事の施工のための契約に基づき支払われるべき代金をいう。以下同じ。)の未払について、当該未払の事実を知る者からの報告により当該事実を確認したときは、当該受注元請負人に対し、本市の発注する建設工事又は製造の請負、物品の購入、業務の委託等において、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 入札に参加させないこと。
  - (2) 随意契約の相手方としないこと。ただし、随意契約による理由が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号から第7号までのいずれかに該当するときは、随意契約の相手方とすることができる。
  - (3) 下請負人としての業務を行わせないこと。
- 2 前項の報告は、民事執行法(昭和54年法律第4号)第25条の規定により強制執行を実行することができる債務名義の正本の写しを添えて、下請代金等未払状況報告書(第1号様式)により行うものとする。
  - 3 市長は、下請代金等の未払を確認した受注元請負人(以下「制限対象者」という。)に対し、第1項各号に掲げる措置を講ずるに当たっては、下請代金等未払確認通知書(第2号様式)により通知して行うものとする。
  - 4 前項の規定により通知を受けた制限対象者は、下請代金等の支払を行ったときは、未払下請代金等を支払った証拠書類を添えて、下請代金等未払改善報告書(第3号様式)を提出し、改善状況を報告しなければならない。
  - 5 市長は、前項の報告を受け、下請代金等の支払が確認できたときは、第1項各号に掲げる措置をとりやめるとともに、下請代金等未払改善確認通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(下請契約の締結等)

第6条 元請負人及び下請負人は、建設工事に着手する日前に、建設工事標準下請契約約款(昭和52年4月26日中央建設業審議会決定)又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書(注文書及び注文請書を含む。以下「下請契約書等」という。)により、下請契約を締結するものとする。ただし、法第19条第3項の規定による措置を講じた場合を除く。

2 元請負人及び下請負人は、前項の規定による下請契約の締結に当たっては、当事者間の権利義務関係を下請契約書等に明確に記載するものとする。

(元請負人の遵守事項)

第7条 元請負人は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 法、建設産業における生産システムの合理化指針(平成3年2月5日建設省経構発第2号建設省建設経済局長通知。以下「指針」という。)及び下請契約に基づき適正に下請代金を支払うようにすること。
- (2) 下請代金の支払のために振り出す手形の期間は、経済状況に鑑み、できる限り90日以内とするよう努めるとともに、経営環境の好転に即応しつつ短縮するよう努めること。
- (3) 下請負人が倒産、資金繰りの悪化等により、再下請負人、労働者等の関係者に対し、請負代金及び賃金の不払い等不測の損害を与えることがないように十分指導すること。
- (4) 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。)による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

(建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等)

第8条 元請負人及び下請負人は、指針において明確にされている総合工事業者及び専門工事業者の役割に応じた責任を果たすとともに、適正な契約の締結及び施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めるものとする。

(元請負人及び下請負人の遵守事項)

第9条 元請負人及び下請負人は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 必要な建設労働者の確保を図ること。
- (2) 労働災害の防止に努めること。
- (3) 労働者の賃金の支払にあたっては、最低賃金法(昭和34年法律第137号)に基づく最低賃金額以上の額を、労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づく方法により支払うこと。
- (4) 建設業退職金共済組合等退職金制度及び各種保険制度への加入及び保険料の納付をすること。

(元請負人又は下請負人に対する指導等)

第10条 受注元請負人は、建設工事に係る全ての元請負人(受注元請負人を除く。以下この条において同じ。)又は下請負人が、法、その他関係法令及びこの要綱を遵守するよう指導、助言その他援助を行うものとする。

2 受注元請負人は、不必要な重層下請(元請負人が請け負った建設工事の一部を下請負人が請け

負い、その建設工事を別の下請人が請け負い、さらにその別の下請人が請け負う等の下請状態をいう。)をさせないように元請負人及び下請人の指導に努めるものとする。

3 市長は、第1項の指導、助言その他援助及び前項の指導が的確に行われるようにするため、元請人及び下請負人に対し、遵守すべき事項を周知するものとする。

(指導、助言等)

第11条 市長は、この要綱の趣旨の徹底を図るため、必要に応じて次に掲げる措置を採るものとする。

(1) この要綱を適切に実施させるため、受注元請負人に対する指導又は助言をすること。

(2) 前号に掲げる措置のほか、この要綱の定め反する場合は、受注元請負人に対する調査、是正その他の必要な措置を講ずべき旨の指示をすること。

(3) 元請負人又は下請負人が前号の指示に従わない場合又は当該指示した事項に関する措置の結果が適切でない場合においては、長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づく措置を講じること。

2 元請又は下請に関する相談に対する指導又は助言は、当該建設工事に係る事業を行う部局と理財部における協議に基づき行うものとする。

(報告)

第12条 市長は、前条第1項第2号の調査の結果又は同条第2項の相談により法令違反の疑いがあると判断した場合は、当該法令の所管機関に報告するものとする。

2 市長は、前条第1項第2号の調査の結果又は同条第2項の相談により得た情報により労働基準法、最低賃金法等の法令違反の疑いがあると判断した場合は、当該法令の所管機関に報告するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成24年12月13日長崎市告示第829号)

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

附 則 (平成27年10月9日長崎市告示第639号) 抄

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日長崎市告示第187号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年10月30日長崎市告示第606号)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

（あて先）長崎市長

商号又は名称  
代表者氏名  
連絡先



下請代金等未払状況報告書

長崎市元請・下請関係適正化指導要綱第5条第2項の規定により、次の工事の下請代金未払等について、報告します。

工 事 名	
工 事 場 所	
受注元請負人 （未払者）	商号又は名称 代表者氏名
下請負人等 （被未払者）	商号又は名称 代表者氏名
下請工事等の 契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
下請工事等の 契約金額	
未払等の内容 （○で囲む。）	1 下請工事代金    2 資材代金    3 その他（                      ）
未払金額	（                      年 月 日時点）
未払確認書類	

様

長崎市長



下請代金等未払確認通知書

次のとおり下請代金等の未払を確認しましたので、未払の下請代金等の支払がなされるまでの間、長崎市元請・下請関係適正化指導要綱第5条第1項の規定により、次のとおり入札参加等の制限措置を行います。未払の下請代金等の支払をされましたら、下請代金等未払改善報告書を提出してください。

1 下請代金等の未払に係る工事名等

工 事 名	
工 事 場 所	
下 請 負 人 等 ( 被 未 払 者 )	
下 請 工 事 等 の 契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
下 請 工 事 等 の 契 約 金 額	
未 払 等 の 内 容	1 下請工事代金 2 資材代金 3 その他 ( )
未 払 金 額	( 年 月 日時点)
未 払 確 認 書 類	

2 措置の内容

未払の下請代金等の支払がなされるまでの間、本市の発注する建設工事において、次の各号に掲げる措置を行います。

- (1) 入札に参加させないこと。
- (2) 随意契約の相手方としないこと。
- (3) 下請業者として業務を行わせないこと。

（あて先）長崎市長

商号又は名称  
代表者氏名  
連絡先



下請代金等未払改善報告書

次の工事の未払の下請代金等を支払いましたので、長崎市元請・下請関係適正化指導要綱第5条第4項の規定により、報告します。

工 事 名	
工 事 場 所	
下 請 負 人 等 （ 被 未 払 者 ）	商号又は名称 代表者氏名
下 請 工 事 等 の 契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
下 請 工 事 等 の 契 約 金 額	
未 払 等 の 内 容 （ ○ で 囲 む 。 ）	1 下請工事代金    2 資材代金    3 その他（                      ）
未 払 金 額	（                      年 月 日 時 点 ）
支 払 日	年 月 日

第4号様式（第5条関係）

第 年 月 日  
号

様

長崎市長



下請代金等未払改善確認通知書

次のとおり下請代金等の支払を確認しましたので、長崎市元請・下請関係適正化指導要綱第5条第5項の規定により通知します。

なお、 年 月 日付け第 号により通知した入札参加等の制限につきましては、 年 月 日をもって解除しましたので、併せて通知します。